

1 【1-1-1 婚姻費用分担申立事件 基本型】

2 平成25年(家)第××号 婚姻費用分担申立事件

3 審 判

4 住 所 A県B市C町××番地

5 申 立 人 甲 野 花 子

6 住 所 A県B市D町×丁目×番×号

7 相 手 方 甲 野 太 郎

8 同手続代理人弁護士 △ △ △ △

9 主 文

10 1 相手方は、申立人に対し、36万円を支払え。

11 2 相手方は、申立人に対し、平成25年8月から当事者の離婚又は別居状態
12 の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり6万円を支払え。

13 3 手続費用は各自の負担とする。

14 理 由【注1】

15 第1 申立ての趣旨

16 相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、毎月、相当額を支払え。

17 第2 当裁判所の判断

18 1 認定事実

19 本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

20 (1) 申立人(昭和54年7月×日生)と相手方(昭和53年10月×日生)は、
21 平成17年8月に婚姻した夫婦である。

22 申立人と相手方との間には、長男(平成18年12月10日生)及び長女
23 (平成21年2月20日生)がいる。

24 (2) 申立人と相手方は、平成24年12月末から別居状態にあり、以降、申立人
25 が、長男及び長女と共に生活している。

1 (3) 申立人は、平成25年2月4日、婚姻費用分担調停を申し立てたが（A家庭
2 裁判所B支部平成25年（家イ）第××号），同年6月21日、上記調停は不
3 成立となり、本件審判手続に移行した。

4 (4) 申立人は、医療法人でパートとして勤務しており、平成24年の給与収入は
5 約100万円であった。

6 相手方は、介護老人保健施設で勤務しており、平成24年の給与収入は約3
7 40万円であった。

8 2 検討

9 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならないところ（民法752条），別
10 居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
11 う。

12 (2) 婚姻費用の分担額は、義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定し
13 て、義務者及び権利者の各総収入から税法等に基づく標準的な割合による公
14 租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び
15 特別経費を控除して得られた各基礎収入の合計額を世帯収入とみなし、これ
16 を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費
17 指数によって推計された権利者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して権
18 利者世帯に割り振られる婚姻費用から、権利者の上記基礎収入を控除して、義
19 務者が分担すべき婚姻費用の額を算定するとの方式（判例タイムズ1111
20 号285頁以下参照）に基づいて検討するのが相当である。【注2】

21 (3) 前記1(4)で認定したとおり、平成24年の給与収入は、申立人につき、約1
22 00万円、相手方につき、約340万円であったもので、これらを前記2(2)の
23 算定方式による標準算定表に当てはめると〔表13 婚姻費用・子2人表（第
24 1子及び第2子0～14歳）〕、相手方が申立人に対して負担すべき婚姻費用
25 分担額は1か月当たり6万円ないし8万円程度と試算される。

26 以上に、本件記録に現れた一切の事情を併せ考慮すると、相手方が、申立人

1 に対して負担すべき婚姻費用分担額は、1か月当たり6万円とするのが相当
2 である。

3 (4) そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚姻
4 費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた、平
5 成25年2月とするのが相当である。

6 3 結論

7 よって、相手方は、申立人に対し、平成25年2月から同年7月までの未払の
8 婚姻費用分担金として36万円を直ちに、同年8月から当事者の離婚又は別居
9 状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり6万円を支払うべきである
10 から、主文のとおり審判する。

11 平成25年8月×日

12 A家庭裁判所B支部

13 裁判官 ○ ○ ○ ○

14 【注1】表題を「理由の要旨」と書く例もある（家事事件手続法76条2項2号参照）。家
15 事事件手続における迅速な処理の要請からすると、審判書に常に詳細に「理由」を記載すべ
16 きことを要求するのは相当でないことから、「理由の要旨」を必要的記載事項としている（金
17 子修編著『逐条解説家事事件手続法』（商事法務・2013年）250頁）。

18 【注2】最高裁判所平成18年（許）第5号同年4月26日第三小法廷決定・家庭裁判月報
19 58巻9号31頁参照（婚姻費用の分担額につき、いわゆる標準的算定方式による算定が是
20 認された事例）

1 【1-1-2 婚姻費用分担申立事件 収入認定が困難な事案（各種統計資料によ
2 り認定・判断した事例）】

3 〈事件番号、当事者の表示部分の記載は省略〉

4 主 文

5 1 相手方は、申立人に対し、56万円を支払え。

6 2 相手方は、申立人に対し、平成27年3月から当事者の離婚又は別居状態
7 の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり8万円を支払え。

8 3 手続費用は各自の負担とする。

9 理 由

10 第1 申立ての趣旨

11 相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、毎月、相当額を支払え。

12 第2 当裁判所の判断

13 1 認定事実

14 本件記録によれば、次の事実が認められる。

15 (1) 申立人（昭和55年10月×日生）と相手方（昭和53年2月×日生）は、
16 平成16年に婚姻した夫婦で、両者間には、平成18年4月10日、長女が出
17 生した。

18 (2) 申立人は、平成26年2月、長女を連れて家を出て、以降、申立人と相手方
19 とは別居するようになった。

20 (3) 申立人は、平成26年8月25日、相手方に婚姻費用分担金の支払を求めて
21 調停を申し立てたが（A家庭裁判所平成26年（家イ）第××号），同調停は、
22 同年12月25日、不成立となった。

23 (4) 申立人及び相手方の就労状況及び収入等は、次のとおりである。

24 ア 申立人は、遅くとも長女が小学校に入学した後の平成25年5月には、申
25 立人の実姉夫婦が営む会社を手伝うようになり、平成26年2月に相手方

1 と別居した後も同所で働き、同年中に、約60万円の給与収入を得ていた。

2 なお、申立人は、平成27年に入り、上記会社を辞めたが、稼働するについて、特段の健康上の支障はない。

3 イ 相手方は、高校卒業後、会社員として勤めていたが、申立人と別居した後、遅くとも平成26年夏から、中古車の仕入れ・販売業を自営するようになった。

4 なお、相手方は、本件審判手続において、その収入状況についての裁判所からの照会に対し、何ら回答しなかった。

5 2 婚姻費用分担額等

6 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならないところ（民法752条）、別
7 居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
8 う。そして、婚姻費用の分担額は、総収入に対応して税法等により算出された
9 公租公課の標準的な割合並びに統計資料に基づいて推計された職業費及び特
10 別経費の標準的な割合から基礎収入を推計してその合計額を世帯収入とみな
11 し、これを生活保護基準等から導き出される標準的な生活費指数によって算出
12 された生活費で按分して算定する方式（以下「標準算定方式」という。判例タ
13 イムズ1111号285頁以下参照）によって計算するのが相当である。

14 (2) 前記1(4)アで認定した事実のとおり、申立人は、別居前から働いていた経験
15 があり、稼働するに当たって特段の健康上の問題はなく、長女も既に学齢期に
16 達している上、当事者の別居開始から相当程度経過していて、この間に申立人
17 が求職活動をし得たことも併せ考えると、本件婚姻費用分担額の算定に当た
18 っては、申立人は、平成26年賃金構造基本統計調査報告（賃金センサス）第
19 3巻第13表産業計・企業規模計の女子短時間労働者の全年齢平均賃金年額
20 113万円程度の稼働能力を有するものと認めるのが相当である。【注1】

21 (3) 一方、前記1(4)イで認定した事実によると、相手方（37歳）は、高校卒業
22 後、会社勤めを経て、遅くとも平成26年夏から中古車の仕入れ・販売業を自

1 営しているというのであるが、その収入状況を一切明らかにしないところ、上
2 記稼働歴のほか、平成26年賃金構造基本統計調査報告（賃金センサス）第1
3 卷第1表産業計・企業規模計・高卒の35歳から39歳の男子労働者の平均賃
4 金が年額約459万円であることに照らすと、本件では、相手方には年収45
5 9万円程度の収入はあるものとして、婚姻費用分担額を算定するのが相当で
6 ある。【注2】

7 (4) そこで前記2(2)(3)の各金額を標準算定方式に基づく算定表〔表11 婚姻
8 費用・子1人表（子0～14歳）〕に当てはめると、本件において、相手方が
9 負担すべき婚姻費用の額は1か月当たり8万円程度と算定される。

10 (5) そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚姻
11 費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた平
12 成26年8月とするのが相当である。

13 3 よって、相手方は、申立人に対し、平成26年8月から平成27年2月までの
14 未払の婚姻費用分担金として56万円を直ちに、同年3月から当事者の離婚又
15 は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり8万円を支払うべき
16 であるから、主文のとおり審判する。

17 平成27年3月×日

18 A家庭裁判所

19 裁判官 ○ ○ ○ ○

20

21

22

23 【注1】『賃金構造基本統計調査報告』（賃金センサス）は、例年、2月に前年の調査結果
24 が発表され、「e-Stat 政府統計の総合窓口ホームページ>統計データを探す>主要な統計か
25 ら探す>賃金構造基本統計調査>」から入手できる。『民事交通事故訴訟・損害賠償額基準

1 上巻（基準編）』（いわゆる「赤い本」）などにも掲載されている。そのほか、賃金に関する統計資料として、厚生労働省の『毎月勤労統計調査』厚生労働省ホームページ>統計情報
2 3 4 5 6 7 8

【注2】収入を判断する資料がない場合の婚姻費用分担額の算定につき、東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」（判例タイムズ1111号291頁以下・2003年），松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理－手続と裁判例の検討」（家庭裁判月報62巻11号43頁以下・2010年）参照。

1 【1－1－3 婚姻費用分担申立事件 標準算定表額に特殊事情の考慮が主張され
2 る事案（標準算定方式における学校教育費相当額を超える学費負担を考慮した事
3 例）】

4 〈事件番号、当事者の表示部分の記載は省略。〉

5 主 文

6 1 相手方は、申立人に対し、40万円を支払え。
7 2 相手方は、申立人に対し、平成26年4月から当事者の離婚又は別居状態
8 の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり11万500円を支払
9 え。
10 3 手続費用は各自の負担とする。

11 理 由

12 第1 申立ての趣旨

13 相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、毎月、相当額を支払え。

14 第2 当裁判所の判断

15 1 認定事実について

16 本件記録によれば、次の事実が認められる。

17 (1) 申立人と相手方は、平成元年7月に婚姻した夫婦である。

18 両者間には、平成4年8月30日に長女が、平成6年5月20日に二女が、
19 それぞれ出生した。

20 (2) 平成25年3月、長女は専門学校を、二女は高校を、それぞれ卒業し、翌4
21 月、長女は就職し、二女は私立短期大学（以下「私立短大」という。）に進学
22 した。相手方は、二女の上記進学に当たり、格別反対するようなこともなく、
23 1年時の学納金を負担した。

24 (3) 相手方は、平成25年10月11日、単身自宅を出て、申立人と別居するよ
25 うになった。

1 (4) 申立人は、平成25年11月4日、婚姻費用分担の調停を申し立てたが（A
2 家庭裁判所平成25年（家イ）第××号），平成26年1月14日、同調停は
3 不成立となり、本件審判手続に移行した。

4 (5) 申立人は、10年以上前からパートとして働いており、平成25年には約2
5 47万円の給与収入を得た。

6 相手方は、会社員であり、平成25年には約480万円の給与収入を得た。

7 (6) 二女は、平成26年4月、私立短大2年に進級予定であるが、その学納金（年
8 額）は約98万円である。

9 2 婚姻費用分担額等について

10 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならないところ（民法752条），別
11 居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
12 う。そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚
13 姻費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた
14 平成25年11月とするのが相当である。

15 (2) 婚姻費用分担額は、義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定し
16 て、義務者及び権利者の各基礎収入（総収入から税法等に基づく標準的な割合
17 による公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職
18 業費及び特別経費を控除して推計した額）の合計額を世帯収入とみなし、これ
19 を、生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費
20 指数によって推計された権利者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して割
21 り振られる権利者世帯の婚姻費用から権利者の基礎収入を控除して、義務者
22 が分担すべき婚姻費用の額を算定するとの方式（以下「標準算定方式」とい
23 う。判例タイムズ1111号285頁以下）を基本として定めるのが相当である。

25 (3) 前記1(5)で認定したとおり、平成25年の申立人の給与収入は約247万
26 円、相手方の給与収入は約480万円であり、これらを標準算定方式に基づく

1 算定表〔表12 婚姻費用・子1人表（子15～19歳）〕に当てはめると、
2 婚姻費用分担額は月額8万円程度と算定される。

3 (4) 加えて、前記1(2)で認定したとおり、二女は私立短大に在学しているところ、標準算定方式における標準的な生活費指数には、公立高校の学校教育費相当額分（平均年額約33万円。前記判例タイムズ参照）が考慮されているにとどまるが、前記1(2)で認定した事実によると、本件では、相手方は、もともと二女が私立短大に進学することは反対しておらず、1年時の学納金は負担していたというのである。

9 そうすると、平成26年4月以降の婚姻費用分担額については、前記2(3)の額に加えて、前記1(6)の二女の平成26年度分の学納金年額約98万円と上記学校教育費相当額分の差額約65万円については、別途、当事者双方の基礎収入額で按分して負担させるのが相当である。そして、標準算定方式においては、給与所得者の基礎収入は概ね総収入の42%ないし34%の範囲内とされているところ、当事者双方の基礎収入割合は、平成25年の各収入額に照らし、申立人につき39%，相手方につき38%とするのが相当である。したがって、基礎収入額は、申立人につき約96万円、相手方につき約182万円となり、上記差額のうち相手方が負担すべき額は、月額3万5000円程度〔 $\div 65\text{万円} \times \{ 182\text{万円} \div (96\text{万円} + 182\text{万円}) \} \div 12\text{月}$ 〕となる。【注】

19 (5) 以上のはか、本件記録に現れた一切の事情を考慮すると、相手方が、申立人に対して負担すべき婚姻費用の額は、平成25年11月から平成26年3月までは1か月当たり8万円、平成26年4月からは1か月当たり11万5000円とするのが相当である。

23 そうすると、相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、平成25年11月から平成26年3月までの未払婚姻費用分担金として40万円を直ちに、同年4月から当事者の離婚又は別居解消に至るまで、毎月末日限り、月額11万5000円を支払うこととなる。

1 3 よって、主文のとおり審判する。

2 平成26年4月×日

3 A家庭裁判所

4 裁判官

5

【注】基礎収入割合につき、松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理－手続と裁判例の検討」
(家庭裁判月報62巻11号57頁以下・2010年) 参照。

6)

1 【1－1－4－1 婚姻費用分担申立事件 標準算定表額に特殊事情の考慮が主張
2 される事案（義務者による権利者居住居宅のローン負担を考慮した事例）】【注】

3 〈事件番号、当事者の表示部分の記載は省略。〉

4 主 文

5 1 相手方は、申立人に対し、72万円を支払え。
6 2 相手方は、申立人に対し、平成26年10月から当事者の離婚又は別居状
7 態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり8万円を支払え。
8 3 手続費用は各自の負担とする。

9 理 由

10 第1 申立ての趣旨

11 相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、毎月、相当額を支払え。

12 第2 当裁判所の判断

13 1 認定事実

14 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

15 (1) 申立人と相手方は、平成11年5月に婚姻した夫婦で、両者間には、長
16 女（平成14年5月8日生）及び長男（平成17年7月18日生。以下、
17 長女と併せて「子ら」という。）がいる。
18 (2) 申立人と相手方は、平成18年、中古一戸建て住宅（以下「自宅」という。）
19 を、相手方名義で住宅ローンを組んで購入した。
20 (3) 申立人と相手方は、平成25年8月、相手方が自宅を単身出る形で別居し、
21 以降、申立人は、自宅において子らを養育監護している。
22 (4) 申立人は、平成26年1月22日、婚姻費用の分担を求めて調停を申し立て
23 たが（A家庭裁判所平成26年（家イ）第××号），同調停は、同年8月6日
24 に不成立となり、本件審判手続に移行した。
25 (5) 申立人は、現在、会社員として働いており、平成25年の給与収入は約28

1 0万円であった。

2 相手方は、現在、会社員として働いており、平成25年の給与収入は賞与を
3 含め約650万円であった。

4 (6) 相手方は、現在も、申立人及び子らが居住する自宅の住宅ローン月額平均約
5 7万円を負担している。

6 2 検討

7 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならず（民法752条），別居しても
8 婚姻費用の分担義務を互いに免れるわけではない。そして、前記1で認定した
9 事実経過に照らせば、本件では、調停が申し立てられた平成26年1月以降の
10 相手方の婚姻費用分担額を定めるのが相当である。

11 (2) 婚姻費用の分担額は、総収入に対応して税法等により算出された公租公課の
12 標準的な割合並びに統計資料に基づいて推計された職業費及び特別経費の標
13 準的な割合から基礎収入を推計してその合計額を世帯収入とみなし、これを生
14 活保護基準等から導き出される標準的な生活費指数によって算出された生活
15 費で按分して算定する方式（以下「標準算定方式」という。判例タイムズ11
16 11号285頁以下）によって算定するのが相当である。

17 (3) 前記1(5)で認定したとおり、平成25年の給与収入は、申立人につき約28
18 0万円、相手方につき約650万円であり、これらを標準算定方式による算定
19 表〔表13 婚姻費用・子2人表（第1子及び第2子0～14歳）〕に当ては
20 めると、1か月当たり10万円ないし12万円程度と算定される。

21 (4) もっとも、前記1(6)で認定したとおり、相手方は、申立人及び子らが居住し
22 ている自宅の住宅ローンを支払っており、少なくとも申立人は標準算定方式に
23 おける標準的な生活費のうち住居関係費部分（申立人の収入に対応する統計上
24 の標準的な住居関係費は月額約3万円である。判例タイムズ1111号285
25 頁以下参照。）の負担を免れていること、そのほか本件記録に現れた一切の事
26 情を総合考慮すると、相手方は、申立人に対し、当事者の離婚又は別居状態の

1 解消に至るまで、1か月当たり8万円を支払うものとするのが相当である。
2 3 よって、相手方は、申立人に対し、平成26年1月から同年9月までの未払の
3 婚姻費用分担金として72万円を直ちに、同年10月から当事者の離婚又は別
4 居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり8万円を支払うべきであ
5 るから、主文のとおり審判する。

6 平成26年10月×日

7 A家庭裁判所

8 裁判官 ○ ○ ○ ○

9

10 【注】住宅ローンの負担を考慮する場合の算定方法は複数あり、岡健太郎「養育費・婚姻費
11 用算定表の運用上の諸問題」（判例タイムズ1209号9頁以下・2006年），松本哲泓
12 「婚姻費用分担事件の審理—手続と裁判例の検討」（家庭裁判月報62巻11号61頁以下
13 ・2010年）等に詳しい。

14

15

1 【 1 - 1 - 4 - 2 婚姻費用分担申立事件 標準算定表額に特殊事情の考慮が主張
2 される事案（義務者自身が居住する居宅のローン負担を考慮しなかった事例）】

3 〈略〉

4 相手方は、本件建物の住宅ローンを月額約9万円支払っているため、標準算
5 定方式に基づく婚姻費用分担額を支払うのは困難である旨主張する。

6 しかしながら、前記認定のとおり、本件建物に居住しているのは相手方であ
7 り、標準算定方式において、その総収入に応じた標準的な住居関係費は考慮さ
8 れており、それを上回る部分についても、その支出を理由に婚姻費用の分担額
9 を減ずることは、資産形成を生活保持義務に優先させることになり、相当でな
10 い。

11 したがって、相手方の上記主張は、採用することができない。

12 〈略〉

13

14

【1-1-5 婚姻費用分担申立事件 標準算定表が使えない事案（義務者が子を監護養育している事例）】

3 〈事件番号、当事者の表示部分の記載は省略〉

主文

5 1 相手方は、申立人に対し、25万2000円を支払え。

6 2 相手方は、申立人に対し、平成26年4月から当事者の離婚又は別居状態
7 の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり3万6000円を支払え。

8 3 手続費用は各自の負担とする。

由理

10 第1 申立ての趣旨

相手方は、申立人に対し、婚姻費用分担金として、毎月、相当額を支払え。

12 第2 当裁判所の判断

12 1 認定事実

14 本件記録によれば、次の事実を認めることができる。

15 (1) 申立人（昭和43年7月×日生）と相手方（昭和44年1月×日生）は、
16 平成4年8月に婚姻の届出をした夫婦である。

17 申立人と相手方との間には、平成10年8月8日に長女が、平成15年1
18 1月15日に長男が、それぞれ出生した。

19 (2) 申立人と相手方は、平成25年6月から、申立人が単身自宅を出る形で別居
20 するようになり、現在、相手方は、長女及び長男（以下、併せて「子ら」とい
21 う。）と共に生活している。

(3) 申立人は、平成25年9月、相手方に対し、婚姻費用分担調停を申し立てたが、同調停は平成26年1月に不成立となり、本件審判手続に移行した。

24 (4) 申立人及び相手方の就労状況及び収入等は、次のとおりである。

25 ア 申立人は、平成25年7月からフルタイムで働き始め、月額平均約17

1 万5000円の給与収入を得るようになった。これを年額に換算すると、
2 約210万円となる。

3 イ 相手方は、コンサルタントとして勤めており、平成25年には、約10
4 00万円の給与収入を得た。

5 2 婚姻費用分担額等

6 (1) 夫婦は、互いに協力し扶助しなければならないところ（民法752条），別
7 居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負
8 う。そして、前記1で認定した本件の経緯等に照らすと、本件審判において婚
9 姻費用分担額を定めるべき始期は、申立人が婚姻費用分担調停を申し立てた、
10 平成25年9月とするのが相当である。

11 (2) 義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定して、義務者及び権利者
12 の各基礎収入（総収入から税法等に基づく標準的な割合による公租公課並び
13 に統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職業費及び特別経費を
14 控除して推計した額）の合計額を世帯収入とみなし、これを、生活保護基準及
15 び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費指数（成人100，1
16 5歳から19歳までの子90，15歳未満の子55）によって推計された権利
17 者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して割り振られる権利者世帯の婚姻
18 費用から、権利者の基礎収入を控除して、義務者が分担すべき婚姻費用の額を
19 算定するとの方式（以下「標準算定方式」という。判例タイムズ1111号2
20 85頁以下参照）に従い、本件において、相手方が負担すべき婚姻費用分担額
21 について、以下検討する。

22 (3) 前記1(4)のとおり、申立人の収入は年額210万円程度、相手方の収入は年
23 額1000万円程度であるから、各基礎収入については、その収入額に照ら
24 し、申立人につき約82万円（基礎収入割合39%），相手方につき約350
25 万円（基礎収入割合35%）とし、前記1(1)の子らの年齢に照らし、その生活
26 費指数を、長女につき90、長男につき55として、これらを標準算定方式に

1 当てはめると、権利者世帯である申立人単身世帯に割り振られる婚姻費用は
2 年額125万円程度 [$\approx (82\text{万円} + 350\text{万円}) \times \{100 \div (100 \times 2$
3 $+ 90 + 55)\}$] となり、相手方が負担すべき婚姻費用の分担額は年額43
4 万円程度 ($= 125\text{万円} - 82\text{万円}$) と算定される。

5 以上に、本件記録に現れた一切の事情を併せ考慮すると、相手方が、申立人
6 に対して負担すべき婚姻費用の額は、1か月当たり3万600円とするの
7 が相当である。

8 3 よって、相手方は、申立人に対し、平成25年9月から平成26年3月までの
9 未払の婚姻費用分担金として25万2000円を直ちに、同年4月から当事者
10 の離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り、1か月当たり3万600
11 0円を支払うべきであるから、主文のとおり審判する。

12 平成26年4月×日

13 A裁判所B支部

14 裁判官 ○ ○ ○ ○

15

16

17

1 【1-2 婚姻費用分担増額・減額申立事件 (減額した場合)】

2 <事件番号, 当事者の表示の記載は省略。>

3 主 文

4 1 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成23年(家)第××号婚姻費用分担
5 申立事件について平成24年3月×日にされた審判主文第2項中, 平成2
6 6年7月以降分につき, 次のとおり変更する。【注】

7 「 申立人(C家庭裁判所平成23年(家)第××号事件相手方)は, 相手
8 方(同事件申立人)に対し, 平成26年7月から当事者間の別居状態の解
9 消又は離婚に至るまで, 毎月末日限り, 1か月当たり14万円を支払え。」

10 2 手続費用は各自の負担とする。

11 理由の要旨

12 第1 事案の概要

13 本件は, 申立人が, 申立人・相手方間のC家庭裁判所平成23年(家)第××
14 号婚姻費用分担申立事件審判で定められた月額18万円の婚姻費用分担額の減
15 額を求めた事案である。

16 第2 当裁判所の判断

17 1 認定事実について

18 本件記録によれば, 次の事実を認めることができる。

19 (1) 申立人(昭和37年10月×日生)と相手方(昭和46年8月×日生)は,
20 平成11年11月に婚姻の届出をした夫婦である。申立人と相手方の間には,
21 長女(平成14年8月5日生)がいる。

22 申立人と相手方は, 相手方が平成23年5月中旬頃長女を連れて家を出た
23 ことから, 以降別居状態にあり, 長女は相手方と同居している。

24 (2)ア 相手方は, 平成23年7月, 申立人に対し, 婚姻費用分担金の支払を求
25 めてC家庭裁判所に調停を申し立てたが, 同調停は同年10月に不成立とな

1 り，審判手続に移行した（C家庭裁判所平成23年（家）第××号事件）。

2 イ 申立人は，上記審判手続移行当時から，〇〇株式会社に勤務しており，平
3 成23年の給与収入（賞与を含む。）は年額約1040万円であった。

4 一方，相手方は，申立人と婚姻する前は△△会社に数年勤務したことがあ
5 ったが，婚姻後は，短期契約の従業員として働く程度にとどまり，遅くとも
6 平成19年頃からは，専業主婦として家事・育児を担っていた。なお，相手
7 方は，別居を開始したころには，体調不良のため，□□クリニックに定期的
8 に通院するようになっていた。

9 ウ C家庭裁判所は，平成24年3月×日，申立人の平成23年の年収につき
10 約1040万円と認定し，他方，相手方の稼働能力については，体調が良好
11 でなく，稼働するのは困難であるとして，稼働能力がないものと評価した
12 上，1か月当たり18万円の婚姻費用分担金の支払を命ずる旨の審判をし
13 （以下「前件審判」という。），同審判はその後確定した。

14 (3) 申立人は，平成26年7月2日，婚姻費用分担額の減額を求めて調停（A家
15 庭裁判所B支部平成26年（家イ）第××号）を申し立てるとともに，以降，
16 婚姻費用分担金の支払を止めた。

17 上記調停は，同年9月29日，不成立となり，本件審判手続に移行した。

18 (4) 申立人及び相手方の，最近の就労状況及び収入等は，以下のとおりである。
19 ア 申立人は，前件審判以降も引き続き，前件審判時と同じ会社に勤務してい
20 る。

21 申立人の平成26年1月から同年9月までの月額給与収入の平均は約5
22 6万円，同年上半期の賞与が約139万円であり，平成26年は950万円
23 程度の収入が見込まれる。

24 イ 相手方は，遅くとも平成25年7月中旬頃から契約社員として稼働し始
25 め，翌8月からは多いときで月22日出勤するようになり，平成26年1月
26 から同年8月までの月額収入（総支給額）の平均は約23万円（1か月当た

1 りの平均稼働日数は 19 日である。) であり, 平成 26 年は 276 万円程度
2 の収入が見込まれる。

3 2 事情変更の有無等について

4 (1) 家庭裁判所は, 扶養関係に関する協議又は審判がされた場合であっても, そ
5 の協議又は審判の基礎とされた事情に変更が生じ, 従前の協議又は審判の内
6 容が実情に適合せず相当性を欠くに至った場合には, 事情の変更があったも
7 のとして, その内容の変更又は取消しをすることができる。

8 (2) これを本件についてみると, 前記 1 で認定した事実によると, 前件審判で
9 は, 相手方は, 稼働するのは困難であり, 稼働能力がないとして, 婚姻費用分
10 担額が算定されたが, 平成 25 年 7 月以降働き始め, 同年 8 月以降は平日ほぼ
11 毎日出勤するようになり, 平成 26 年に入ってからも勤務を続け, 月額平均約
12 23 万円 (年換算すると約 276 万円) の収入を継続的に得ているというので
13 あるから, もはや平成 26 年 7 月時点においては, 前件審判において基礎とさ
14 れた相手方の収入状況に関する事情に変更が生じていることは明らかであ
15 り, 相手方に稼働能力がないとして婚姻費用分担額を算定した前件審判の内
16 容は実情に適合せず相当性を欠くに至ったといえるから, 事情の変更があつ
17 たものとして, その内容を変更するのが相当である。

18 3 婚姻費用分担額等について

19 (1) 婚姻費用については, 義務者世帯及び権利者世帯が同居していると仮定し
20 て, 義務者及び権利者の各基礎収入 (総収入から税法等に基づく標準的な割合
21 による公租公課並びに統計資料に基づいて推計された標準的な割合による職
22 業費及び特別経費を控除して推計した額) の合計額を世帯収入とみなし, これ
23 を, 生活保護基準及び教育費に関する統計から導き出される標準的な生活費
24 指数によって推計された権利者世帯及び義務者世帯の各生活費で按分して割
25 り振られる権利者世帯の婚姻費用から, 権利者の基礎収入を控除して, 義務者
26 が分担すべき婚姻費用額を算定する (判例タイムズ 1111 号 285 頁以下)

1 参照) のが相当である。

2 (2) 前記1(4)の各当事者の収入額(申立人約950万円, 相手方約276万円)
3 を上記算定方式に基づく算定表〔表11 婚姻費用・子1人表(子0~14
4 歳)〕に当てはめると, 申立人が負担すべき婚姻費用分担額は, 1か月当たり
5 12万円から14万円程度となる。

6 そのほか, 本件記録に顕れた一切の事情を総合考慮すると, 申立人が平成
7 26年7月以降負担すべき婚姻費用分担額は, 月額14万円とするのが相当
8 である。

9 4 よって, 主文のとおり審判する。

10 平成26年10月×日

11 C家庭裁判所

12 裁判官 ○ ○ ○ ○

13

14 【注】増減額事件の主文につき, 松本哲泓「婚姻費用・養育費を増減する審判の主文につい
15 て」(家庭裁判月報63巻11号152頁以下・2011年) 参照。